
平成23年 第3回 芦屋町議会定例会会議録 (第3日)

平成23年9月13日 (火曜日)

議事日程 (3)

平成23年9月13日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】 (13名)

1番 松上 宏幸 2番 内海 猛年 3番 刀根 正幸 4番 妹川 征男
5番 貝掛 俊之 6番 田島 憲道 7番 辻本 一夫 8番 小田 武人
9番 今井 保利 10番 川上 誠一 11番 益田美恵子 12番 中西 定美
13番 横尾 武志

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 井上 康治 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町長 波多野茂丸 副町長 鶴原洋一 教育長 中島幸男
モーターボート競走事業管理者 仲山武義 会計管理者 狩集喜美子 総務課長 小野義之
企画政策課長 吉永博幸 財政課長 柴田敬三 都市整備課長 大石眞司
税務課長 境 富雄 環境住宅課長 入江真二 住民課長 武谷久美子
福祉課長 松田義春 地域づくり課長 中西新吾 学校教育課長 岡本正美
生涯学習課長 本田幸代 病院事務長 森田幸次 管理課長 大長光信行
事業課長 藤崎隆好 管理課付課長 濱村昭敏

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は、昨日に引き続き一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず、3番、刀根議員の一般質問を許します。刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

おはようございます。昨日は中秋の名月ということで、雲の合間から丸いお月さまを見ることができたのではないかと思います。昔は、子どもが小さいときには、白玉粉というんですか、あれを持ってお月見会というものを一緒にやったことを思い出しますが、さて、今回の町長の施政方針の第1点目に、地域力のパワーアップと協働のまちづくりの推進を、第4点目に交通体系の見直しを掲げておられます。後者については前回質問させていただきましたので、今回は地理的に不利な芦屋町の高校生に対し交通費の一部負担の創設をテーマに一般質問をさせていただきます。

前日、益田議員から、東日本の大震災及び台風第12号の災害について、一日も早い復興を申し述べられました。私もまた、一日も早い復興を祈念しているところであります。

私は、4月の選挙におきまして、「元気な芦屋町、安心・安全で住みやすい芦屋町をみんなの手でつくっていきましょう」と呼びかけてまいりました。折しも、第5次マスタープランにおいて、平成23年度の施政方針の中に盛り込まれておりました。このように一一失礼いたしました。

先ほどの大震災等の部分について、さきに阪神大震災があってございましたけれども、もう既に10年以上になりますが、復興の速さに世界から高い評価を受けました。これも地域力のあらわれと後日にマスコミで報道されておりました。

地域力を高めるといことはまちの元気に大きく作用し、住民の皆様の元気に関係しております。芦屋町では、少子高齢社会や核家族化、情報化などの社会変化により、この教育力、元気力と申しますか、年々低下いたしております。また、自治区の加入状況や団体設置など、急激に減少傾向を示す近隣の遠賀町、岡垣町等に比べますと自治加入率などが低いのも確かでございます。ついては、これからの地域づくりの方向性についてそれぞれのご意見をお伺いするものです。

今回は、まず第1点目は、平成23年度の施政方針に上げられている地域力のパワーアップと協働のまちづくりでございます。要旨につきましては、芦屋町の現状を自治区及び自治区内に存在する老人会、婦人会、子ども会等の設置数並びに自治区加入率の状況とまちづくり事業の将来像について事務進捗状況をお尋ねするものでございます。

次に、地域力のパワーアップと協働のまちづくりを推進していくことになっております。その具体的方策についてお尋ねしてまいります。

まず、次の4点についてお答えください。

地域づくりにおける具体的なビジョンがありますでしょうか。あるとすればどの

ような内容かご説明願います。

次に、2点目といたしまして、職員の地域担当性の概要についてご説明願います。

3点目に、過去における地縁団体、福祉団体、加入数の推移について、現在、5年前、そして10年前の状況をお答えください。

また、交通の件に関しましては前回一般質問をいたしました項目で、件名といたしまして高校生通学者の交通費助成についてお尋ねします。

要旨は、地理的に不利な芦屋町から通学する高校生について、年間1万円の助成金を交付する制度の設置をしてはいかがかというものでございます。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長 中西 新吾君

件名1、要旨1について回答いたします。

自治区は、一定の地域に住んでいる人たちによって形成される地域社会です。そこには行事やお祭りなど住民同士の連帯を高める活動、ごみの分別や廃品回収、町内清掃など生活環境を向上させる活動、災害時の相互協力、児童生徒の見守りや防犯などの安心・安全活動など、明るく住みよいまちづくりの実現に向け自治区の役割は大変大きいものと考えています。

しかしながら、自治区を取り巻く環境は少子高齢化の進行や価値観の多様化などの変化により、未加入者が増加するなど厳しい状況となっております。芦屋町での平成23年4月の自治区加入率は63.8%です。平成23年度の自治区内に存在する老人会の設置数は20区にあり、子ども会は17区にあります。芦屋町婦人会につきましては、区単位の加入については2地区のほか個人で加入している方がおられます。

自治区の再編につきましては、自治区間の連合や合併を図る方法、新住居表示による自治区の区割を行う方法などがあるかと思いますが、現在の自治区にはそれぞれ歴史や文化があります。再編につきましては、各自治区の活性化を図りながら自治区間の連合や合併を進めていくほうが望ましいと考えています。

自治区の再編の必要性は区長会や行政でも認めておりますが、具体的に進んでいるわけではありません。今後も再編方策については区長会と意見交換しながら調整していきたいと考えています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

件名、地域力のパワーアップと協働のまちづくりの推進について、要旨2でございます。

本年1月に策定しました今後10年間の行政経営の指針となる第5次芦屋町総合振興計画において、第1章に住民とともに進めるまちづくり、その第1節に地域づくりを位置づけ、基本方向、これが先ほど刀根議員の地域づくりのビジョンに当たるものと考えております。ちょっと読み上げます。

情報の積極的な公表やボランティア活動の支援などを通じ、あらゆる分野で協働のまちづくりを進めるとともに、暮らしやすい地域をつくるために自治区の活性化を進めます

としております。その具体的な施策として、住民参画まちづくり条例に基づく情報共有などを積極的に進めますとともに、地域コミュニティを高めるため出前町長室、町長がマニフェストに示されております職員による地域担当性などを推進する考え方を持っております。

この地域担当性につきましてご質問がございました。どのような内容かということなんですけれども、これから制度設計を進めてまいります。これはよその自治体の事例も多うございます。そういうものを参考にしながら制度設計を進めてまいりたいんですけれども、まずいきなり高見から入るものではなく、まず職員がその地域に入っていき、いわゆるホップステップジャンプと一段ずつ地域と理解が進むような地域担当性を構築してまいりたいと思います。

ほかにも具体的な事務を進める予定でございますので、それぞれの担当課よりご説明申し上げたいと思います。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 中西 新吾君

地域力のパワーアップについて、地域活性化の推進について回答いたします。

平成22年度から自治区の皆様自身が活用方法を考え行動できる制度として芦屋町自治区活性化事業交付金が設けられています。この制度を利用して自治区の活動内容の充実と加入促進を図って地域力を上げていただきたいと思います。

また、区長会にある特別委員会や自治区活性化促進会議などの協議を踏まえ、自治区加入促進を支援していきます。

また、地縁団体における直近の数字ということでご質問がございました。5年前の数字を用意しておりますのでそれを回答いたします。5年前の平成18年度は老人会が23区にあり、子ども会も23区にありました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

それでは、続きましてボランティア活動センターのネットワークの構築についてご説明いたします。

芦屋町では、協働のまちづくりを目指して平成22年3月に芦屋町ボランティア活動センターをオープンさせました。現在、37のボランティア団体が登録されています。登録団体の内容も豊富で、構成員の実力、技術も高まっています。活動センターでは、ボランティア団体の活動支援やボランティア団体間の交流を図っています。また、個人登録も20名を超えています。現在は求める人、求められる人を結びつけるなどのコーディネート機能を発揮しつつあります。

7月に実施いたしました東北震災支援イベントでは、動員数が約1,000名、ボランティア数90名の参加がありました。いろいろな活動を通してボランティア団体の総合関係が醸成され、さらなる活動が現在芽生えております。活動センターは住民と行政がパートナーシップを築き、一人一人が生き生きと輝くボランティア活動ができるように住民と行政の協働の拠点として、より一層機能していきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

要旨2の最後になりますけれども、基地との交流事業についての方策ということで回答いたします。

基地と行政が連携を強化し、双方の課題解決に向けた定期的な交流会等を開催するため、基地渉外室と事案ごとに調整をしております。具体的には昭和43年に消火活動相互支援協定を芦屋基地と交わし、町内での火災に際しては基地消防班の支援をいただいております。

2点目ですが、平成21年から基地航空祭におきまして芦屋町のPRブース等を設置しております。

3点目ですが、今年の芦屋橋開通式では、基地の協力支援で音楽隊やT4の展示飛行、引き続き行われました祭り芦屋でも西部航空音楽隊による演奏などを実施しております。今後も町主催のイベントや実行委員会組織による催しへの協力を仰ぐとともに、災害等に対しても積極的な協力体制を築いてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、件名2件目の高校生通学者の交通費助成についてお答えいたします。

まず、芦屋町の課題として、JRの駅が町内にないため、多くの方が通学または通勤のために、折尾駅または遠賀川駅までバス等の公共交通を利用しなければなりません。全国的にもこの公共交通、いわゆる生活交通の存続が危機に瀕しており、この生活交通の確保・維持・改善のために国土交通省が支援する地域公共交通確保維持改善事業の補助金により、今年度、芦屋町でも地域公共交通協議会を立ち上げました。

この協議会では、芦屋町の公共交通のあり方について公共交通の現状の実態調査、利用者及び町民へのニーズ調査、類似地域及び先進地事例の調査等を行うことで芦屋町の問題点、課題等を整理し、芦屋町特有の課題を解消できるような計画を策定し、公共交通の確保、維持・改善に取り組みます。

通学助成金につきましては、平成18年度に行革の一環として生活保護世帯の通学補助制度を見直した経緯もありますので慎重にならざるを得ませんが、芦屋町の公共交通の確保、維持、改善計画策定における調査等の結果により、公共交通利用者の実態を把握し、生活交通としての公共交通の確保、維持について何が必要であるかを協議し、利用者としての責務及び町としての支援等をあわせて検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

ただいま各事項につきまして説明がありました。この中で私がちょっと聞き漏らしたのかもわかりませんが、婦人会に対する内容が何か2地区で、各上部団体の加入数がちょっと説明がなかったかなと思ったんですけども、何かありました

ら。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 中西 新吾君

芦屋町婦人会についてもう一度ご説明いたします。

芦屋町婦人会につきましては、区単位で加入しているのは2区だけでございまして、あとは区ではなく、個人で加入している方がおられます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

大体わかりました。これは、実は10年前と5年前と現在ということを出していくことによって、その地域力と申しますか、これがかなり低下していつているのが見えてくるんじゃないかなというふうに思ってたわけですが、5年前でもその傾向が見えておりますので、この中で説明をさせていただきます。

このように、芦屋町におきましては自治区の加入、それから地縁団体の加入が、これは婦人会については急激に低下しているわけでございます。この地縁団体、それから各自治区の中にいらっしゃる役員の方々、そういった方々と住民の方と相互関係によって実は活発な活動というのは行われるのかなというふうに思っておりますが、そこで、今促進会議が22年度からという格好でありましたけれども、実質スタートしたのは21年だったと思うんですけども、その中で、一応どのような形で地区を再生していったらいいのかと、自治区に加入促進を図ったらいいのかということで会議を行っております。任意団体の区長会の中で協議しても、その結論というのがなかなか出てこないというところで、現在の芦屋町の状況でございますが、やはり大きな区、小さな区という格好でかなり格差がございます。それらの調整ということで、先ほど地域づくり課長のほうからありましたように、住居表示の関係の際にその辺の調整が行われたわけでございますけれども、当時の区長さん方の反対といったところで、やはり活動できるようなエリアがうまくいっておりません。つきましては、私はまずは一つの地域参画型ということも大事でございますけれども、まずはそのエリアをつくって、そしてその中で調整していくことが必要ではないかなというふうに考えております。

当時、反対になったその理由の多くは、やはりその中で少子高齢化が今ほど激しくなかったものですから、活動としてはかつかつできると。小さな区については合併によってそれができるといった状況でございました。しかし、現在の芦屋町の状況と申しますと、実は小さな区の中では子どもが全くいないといったところで、それが既に今も17区になっているといったところですから、13区はもう子ども会すら存在しないと。この中には子どもがいても子ども会がないよという地区も含まれているわけですが、そういった中で、やはり一つの地域の活性化と申しますか、なかなか難しい状態にあります。

また、住民の皆様も、自治区に加入するといいますか、地域と一緒に協力してやらなくてはいけないという意識が少なくなっております。これはいろんな要素があろうと思っておりますけれども、一番大きなのは、一番最初に申し上げました自治区の格差が大きいといったところで、いかにそれを整えていったとしても、その辺の活動は十分に期待し得ないと思っております。

そこで、1つの自治区統合といったところで、ある程度その辺の処理が必要になってくるんですが、このところで自治区長様の中で協議をするといったのは限界があるんじゃないかなと思いますので、その点についてどのように考えておらっしゃるのか。

次に、これもよく出てくるわけですが、自治区未加入者ということに対しましては、やはり加入促進の働きかけをいたしましても、ごみを捨てる箇所については認めていただきたいんですけども、自治区にはちょっと加入できませんよといったさまざまな問題が出てくるわけですが、その多くは、むしろメリット、それからデメリットといった形の中での、区に入っても何もいいことないやないかといったところが出てまいります。やはり自治区に加入するということは、自治区内の活動に対して汗をかいていくわけですから、汗をかいたものがばかを見るような形ではなかなか元気ある芦屋町というのはつくり得ないと思いますので、その点についてどのようにお考えかをお答えください。

○議長 横尾 武志君 地域づくり課長。

○地域づくり課長 中西 新吾君

自治区、大きくな区・小さな区ということでございます。100世帯を1つの単位と見ますと、100世帯以下の自治区が13地区、100世帯以上の自治区が17地区というふうになっております。

区長さん自身で区再編については限界があるんじゃないかというご意見ですが、行政主導ではなく、やはり再編につきましては区長様たちと意見交換をしながら、再編について進めていきたいというふうに考えております。

また、未加入者の件につきましては、今、各区の中で未加入者の対策と申しますか、取り組みが進められております。その取り組みは、区のイベントなどに未加入者を案内してみたりだとか、それぞれ啓発をしてみたりだとか、そういった地道な活動を今現在されていますので、その活動を支援していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

これは実際に、実体験の中でお話したほうがわかりやすいと思います。現実、例えば自治区の活動の中に「愛のネットワーク」とかそういった活動があるわけです。これは自治区に加入しようと加入しまいと、そのエリアの中でやらないとなかなか活動がうまくいかないといったところから、既にその分を手がけておりますけれども、なかなか例えば出てくる財源的な部分とかそういったところでやはり問題も出てまいりますので、ある意味、私は――これは私の考え方でございますが、1つのエリアがあれば、今申し上げられましたこれが100なのか150なのか200なのかというのはまだわかりませんが、基本的にはその線引きを出していただいて、そしてその中で区長会の中で調整するとかそういった作業が必要かと思っております。

次に、婦人会等1つの地縁団体もしくは福祉団体におきましても、一定のエリアがないとなかなか団体としてつくりようがない。いわゆるある区につきましては、それを世話する人すらもう人材として確保できないといった状況も生まれておりますので、これは行政の中で担当課が協議されて、そしてその上で一定の基準と申し

ますか、そういったところを出していただければいいかと思えます。

これは蛇足といいますか、せんだって聞いたわけですが、近年の部分で、この近隣のまちの中では、大体水巻が一番低くて七十数%、そのほかのところは、岡垣、遠賀は80%を超しているといった状況ですが、実は芦屋町と一番交流の深い佐野市のところで、たまにご連絡をとるわけですが、その方がたまたま現在区長になっておらっしゃるといところで、「いや、うちのところは大東建託みたいなどのころのアパートに住んでいる方で、数世帯はまだ未加入だけれども、それ以外はほぼ100%ですよ」というふうなところを聞きました。そこに何の違いがあるのかというのは今後私も調べていこうと思えますけれども、ぜひこの点について内々の元気の出る芦屋町づくりといったところで議論をしておいていただきたいと思えます。

次に、3点目でございますが、地域担当制度の創設に向けた取り組み、これについてご説明がありました。マスタープラン上の部分での内容で、地域参画型のといところで、できるだけホップステップジャンプといった形で取り組んでいきますよといったところでございますが、この概要が、お聞きしていてもまだよくわからないので、とりあえずこの内容について町長もしくは副町長に考え方というものがあれば、どういった形でその分を考えているのか、もう一度お尋ねし、その辺の認識を新たにしたいと思えますが、私なりに、今言いましたように、地域ビジョンがあって、その内容が整った上で、そしてその上で住民サービスの向上といったところで、これは個々活動した出前役場的な目的に、地域に出向いたり、もしくは何かのサービスをやっていくといったところであれば実はわかりやすいんですけども、ある意味、現在地域がこのように厳しい状態になっていきますよと、その地域再生的なことを目的としてその中でやるということであれば、かなり考え方に無理があるかなと思えましたので、現在ちょっと確認しているところです。よろしくお願ひします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

職員による地域担当性の件ということでございますが、いろんなこれは目的がございませう。まず1つが、職員力を高めるための1つの職員の研修の一環としてとらえております。中身につきましては、やはり町内在住の職員の方は、あそこは柏原、あそこは粟屋、すぐわかるわけですが、それから区の区切りも。約5割ぐらいの職員が町外から来ております。そしていろんな課で仕事をするわけですが、その辺のまず、職員が地域に入って、地域の方がどういようなお考えを持たれておるのか、芦屋町に対してどういふうな、結局今後どうしたいのかとかいような、直接住民の方と接触して、職員の資質を高めるという目的が1つございませう。

それと、さらに今まさに刀根議員が言われましたように、やはり自治区加入の促進のお手伝いをするということも大きなものを占めております。やはり高齢化、地区の格差というものが今物すごくございませう。高齢者の、子どもがいらっしゃらない、刀根議員言われましたお年寄りの方の家庭が多い地区、それから花美坂みたいにもうそれこそ山鹿小学校の5分の3の子どもは花美坂から来ているといような、地区の格差もあるわけでございますが、そういう中にありまして、地域コミュニティーを高めるために職員が、最初から当てにしてもらったら困るわけですが。職員を使って何かするといのではなく、職員がまずその中に、年間いろんな行事があると思えます、区に。その中に入っていって一緒にテント張りする、それから盆踊り

する、地域によってはバーベキュー大会もあるでしょう。壮年会のあるところもあるでしょう。そういう中に入って行って、職員力と住民力を高めるという2つの課題を、問題点を持ちまして、この地域担当性というものを考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

ただいまの1つの職員の担当性という格好でいただきましたが、これを行う場合におきましても、やはり自治区の大小によって、実は会議内容とかそういったところが違ってきますし、また活動内容に大きな違いがあります。ある意味、年間にやるのが祭りや忘年会というんですか、12月の。それにあと総会というだけで終わるような区もあれば、毎月その辺を打ち合わせてやっているという違いがございますので、それらを十分に実情を把握されて、そしてその中でやっていくことが最も効果的かつ効率的な内容になっていくんじゃないかなと思います。

特に、いい考え方、職員力を資質向上とかそういったところの中で、今一番ひっかかってくるのは、やはり地域を知らないといったところがあるかだと思います。そうした中で、このところを職員に過度の負担がかかるわけではなくて、そして過度の財政的なものは負担となるわけじゃないで、しかも効率的なという形の中で取り組んでいただきたいと思います。

次に、これらの事業をやっていくといった形の中で、いろんな課にまたがってまいります。例えば、先ほどの中でご報告がありましたとおり、5つの課にざっと説明がされたといった状態です。そうすると、これをきちっとやっていく中では、やはり一番大切なものというのは、住民に対する情報の提供であるというふうに私は考えております。つきましては、今回のところの部分でお聞きしていただいても、一連的というんですか、情報を例えばパブリックコメントやホームページ上のところで処理したとか、町長の手紙で住民全体の声として発表されているように聞こえました。それが一応ベースとなるのかなと。それよりも、やはり芦屋町に最も適した方法ということで、住民の目線に立ってやるということがいろんな形で大切じゃないかなというふうに思います。

これは実はたまたまなんですが、モンテスキューの「法の精神」というのがありますが、その中の一文に、風土が個人の肉体的構造を与える作用、その結果として世界の知的要素に与える作用を強調しています。言いかえれば、その風土に最も適した方法は単一的でなく、わかりやすく複合的に行っていくことが大切であるよというようなどころではなかったかと思います。

芦屋町では、住民周知ということで広報、ホームページ、そして地域の回覧などさまざまに住民提起をしております。一部しか連結していないでいろんな問題が出てくるのかなと。ちなみに、携帯の普及率というのは80%を超えておりますけれども、パソコンの使用率というのは40%弱ぐらいだと思います。さらにインターネットという格好になると、情報提供という格好で建前だけやったけれどもということで、これ言葉に「羊頭狗肉」という言葉がありますが、十分に説明しても、なお正確には伝わっていかない。これが情報であります。やはり理解されていないということは、何度でも理解を求めて、ある面では、「急がば回れ」というところで、丁寧に説明をしていくことが大切ではないかと考えております。いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

いろいろご説明いただきました。住民参画の基本的なところは、住民参画まちづくり条例の中でお示しをしております。その中で一番基本となる部分は、お互いの情報を共有化しましょうと、町も積極的に情報を提供していき、なおかつ住民のほうの情報も吸収していきましょう、どんどん出してくださいと。お互いにそういう情報を出し合った中で共有化を進め、開かれた行政を進めていこう、このような形が参画条例の理念の一つでございます。

今言われたところにつきましても、職員が出向き、その中でいろんな情報を提供、また吸収しながら事業を進めていくというのは非常に有意義かつ職員にとっても研修の一つになるということでございますので、そのようなことで対応したい。

問題は、じゃ職員がどれだけ役場の情報を知り得ているのかというのも1つの問題になります。そこで、今役場の運営の中で、とにかく課の中、それから係の中でよく話し合い、その中で課長会議であった出来事、それから町長の指示事項いろいろありますが、役場の情報も課・係の中でいろんな意味で透明性を確保していこう。そういうことをやっております。その中で、まだ地域担当性というものが具体化していませんが、できるところからやっていこうと、そういう考え方で今おります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

今、説明をるるお聞きいたしまして、早期にそういったところに取り組んでいただければというふうに思います。

最後に私の考え方を申し述べまして一般質問を終わらせていただきますが、冒頭に申し上げましたとおり、元気な芦屋町にしていく上で大切なことは、今の状況をどのように踏まえてどのようにつくっていくかということで、そのところにはやはり住民の目線に立った各種の取り組みが必要であると考えております。芦屋町の特徴といたしましては、空気がよい、風光明媚といった自然環境のよさにあわせて、反面、北九州の北端に位置した交通の不便なまちとか、またボート、それから航空基地のあるまち、もしくは文化遺産の豊富なまちなどいろいろな顔を持っております。

そういった顔を生かしていきながら、ただ厳然として少子化、高齢化、そういったものが進んでおります。また、町内の状況におきましても雇用の場が少ないために約8割の方が近隣の市町に寄り、昼間の人口が全く少ないといった特徴を持っております。そうした中で、住民の地域づくりをやっていくわけですが、全体がとなって、そしていままでの縦割り行政と申しますか、それをやっぱり横断的に考えていくような、そういった組織づくりが必要であろうかと思っております。

そして、その中で取り組んでいく内容として、自治区の役割分担、それを明確にさせていただく。極端な話、今自治区の中では毎月回覧の文を回すとか、それから広報の配布とかそういったところで、自治区に加入していなくても何ら不利益をこうむらないといった状況が生まれておりますし、より行政がある程度経費節減ということであれば、他町には、例えば防犯外灯の取りかえとか、そういったところもやっているとあります。ですから、そういったところの分をきちんと地域分担して、そしてその中でやれるような自治区区割と申しますか、そういったところが

必要かなと思います。

それから、地域の活動がしやすいような組織づくり、例えば子ども会とか婦人会とか老人会の設立、100%しますよと、そういった方向性を持ったら、その中の働きかけをやって、そしてそのおのおのが地域の中での分担ということがわかりやすいような、例えば冊子でも結構かと思えますし、そういったものもつくっていく。次に、それらの自治区の活動を広報で定期的に掲載することによってその、やっぱり地区に入っておかなくちゃいけないよね、婦人会の活動をせないかんよね、そういったところの部分にわかるように定期的に掲載していくと、活動を定期的に掲載していくと。

それから、自治区に加入している世帯と加入していない世帯、それに対して違いを持たせるその手法を考えていくといったところです。そしてまた、地区の後継者育成のための施策、例えば講演会とか講習会とかそういったところをやっていく。そして、行政内でも、先ほどいいますように、縦割り組織から横断的なこの問題に対してそれを考えていく。そして、組織化のできない部分については地域に、先ほどご説明があった内容でございます。これらのことが一たんでできてしまいますと、それが一定のところまで動いてまいりますので、産みの苦しみがありませんけれども、一たんでしまえば元気な芦屋町の活動が展開されると思います。

これは昔のことを言ってもしょうがないんですけども、実は戦後において日本の混乱期がありました。その中で、何で自治区とか公民館という活動が活発になったかというのは、その中で自分たちの生命とかそういった環境を守るためにはそれをしなくてはならない状況が既にあったと。ですから、お互いに地域の中で勉強し合って、そしてその問題を解決していったということがあります。

しかしながら、日本という経済の発展とともに、もうそれらは行政がやってくれよという格好で、安易に全部行政のほうでやってしまったと。そうすると、それらに関して今まで集まっていた井戸端的なものがなくなって、そしてだんだん人と人とのつながりが希薄になり、地域意識といいますか、それが低下していったんじゃないかなというふうに思っております。

今後は、やはり皆さんと一緒に汗をかくといったところの必要性を出し、安心して安全な芦屋町とする環境をつくっていくんだといったところできるといっていいかなと思います。そのためにも、私は考え方の1つにBIRTHというのがありますが、Bにはbalanceです。やはり1つの考え方に偏ることなく、均衡感覚を持ってやる。Iはideaです。創造性という格好の中でRはquality、高品質と申しますか、そしてお互いにTでteachということで、お互いに教わったり、相互学習の中で、そして最後に人間皆さん仲よくということでhumanということで、それを頭において進めていただければいいんじゃないかなと思います。

最後になりますけれども、この問題というのはこれからの芦屋町ということで非常に大きな問題でございます。私も冒頭に言いましたように、やっぱり元気な芦屋町にしていこうというところで、この議員ということにならせていただきました。ともに頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上をもちまして、終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で刀根議員の一般質問は終わります。

.....

○議長 横尾 武志君

次に、4番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

おはようございます。4番、妹川征男でございます。よろしく申し上げます。

一般通告書がありますが、前置きとして、1番目の芦屋海岸に3万5,000本の松の植栽計画についてということで6月議会でも一般質問をいたしました。そして、今から4年、5年前からこの問題について市民運動を展開してきました。そして2番目に挙げています防砂堤建設による飛砂増大化の検証についてについては、今から6年、7年前になりましょうか。無駄な公共工事ではないかと、こういう防砂堤をつくって自然を破壊するのではないかとということで、町に対しても公開質問状を出したり、それから県に、直接県庁に行きまして港湾課と交渉したり、県の土木事務所にもみんなと一緒にきました。にもかかわらず、この3億6,000万円、2,600万円の町負担、さまざまなお金、血税を使ってきながら環境破壊を続けてきております。

そういう意味で、今回、芦屋の海岸は、港湾が今から二十数年前にでき、そしてそのためにまちも認めています、県も認めています、非常に砂浜が広くなり、大量の砂が堆積し、そして砂が飛砂となって舞いおり、そういうふうには地域住民に非常に迷惑をかけています。と同時に、芦屋公園、港湾緑地もそうですが、あの海浜公園にも毎年のように300万円相当のお金でもって砂を除去しているという実態、こういうことについて町は、または県は、何とか飛砂対策として松を3万5,000本植えたいというようなことをもくろみ、そしてワークショップを行ってきました。

私たちは、親しみ、なれ親しんだ海水浴場にはこの港湾ができる前は七十数万人の方々が海水浴場に来られていました。ここにおられる執行部の皆さんも議員の皆さんも、芦屋生まれの芦屋育ちの皆さん方だったら、あの二十数年前の海水浴場の姿はまた体験をされていると思います。

そういう中であって、福岡県は平成18年12月より6回行った里浜づくりワークショップで松を植樹することが合意形成されて、合意形成できたとして今日まで里浜づくり技術検討委員会を3回、里浜づくり実行委員会を2回開催してきております。そして、平成21年6月、県と芦屋町は、芦屋海岸に3万5,000本の松を植栽するという「芦屋港にぎわい共同創出振興計画」を作成し、国に申請しています。21年の6月です。ところが、民主党政権になりまして、よりどころとした創出振興計画は凍結いたしました。それで3万5,000本の松を植えることはやめて、新たな飛砂対策をしてくれるものと信じていたところ、県は執拗にもあきらめることなく、予算を獲得するために次なる事業、港湾環境整備事業、いわゆる港湾空間の緑地の整備、親水性レクリエーションの場の整備を図る、こういうものを持ち出し、同じ内容、松3万5,000本植えるという計画をもくろみ、とにかく試験的に400本植えてみたらどうかということをもくろみ、そういう既成事実をつくらうとしております。

そこで、一般通告書をちょっと読んでみます。お手元にあると思います。

①福岡県は「里浜づくりワークショップ」で松を植樹することが合意形成できたとしている。35名で構成していた「里浜づくりワークショップ」において、わずか13名の参加、ましてや町民の代表者でもない中での合意形成などあり得ない。町の見解を聞きたいと思っております。

②県は「試験施工」計画として砂浜に400本の松を植栽する計画を実施しようとしているが、白岩海岸の例を紹介して、白岩海岸よりも条件が悪い芦屋海岸には松は育たないことを6月の一般質問で証明した。「試験施工」を中止するよう県に申し入れていただきたいということです。

②防砂堤建設による飛砂増大化の検証については――その前に説明いたしますが、芦屋港は93億円という国税、県税を使って建造した地方港です。建設当時から、芦屋海岸は遠浅のため、「砂に埋もれし港湾」と言われた代物です。芦屋港に付随してアクセス道路として魚見公園を真っ二つに切り開き、30億円のなみかけ大橋をつくり、背後地の緑地公園、浸食を防ぐ護岸、波消しブロックの設置、沖防波堤建設など総額150億円かかっています。それが芦屋港なんです。しかも港湾完成後、これまで福岡県は7回浚渫し、その費用総額6億円以上を費やしたということになっておりますが、まさに欠陥港なんです。県は、これ以上浚渫費用を捻出することもままならず、予算獲得のために防砂堤建設に向かったということですが、この通告書にいきますと、①、6月の一般質問で飛砂増大化の原因は防砂堤を設置したことによるものと私は写真で示し、堆積の状況や実測したものを明らかにしました。公金を負担した――2,600万円負担しております。町として県に調査するよう文書で申し入れすべきではないか。

②飛砂、漂砂の堆積、浸食の原因については、町は県とともに海岸一帯、防砂堤周辺を調査したのか――独自にです。

3番にいきます。芦屋町は平成22年11月26日に浜口・高浜町営住宅跡地の売却のため、宗像市内の木村組と土地売買契約を交わし、現在、宅地として造成しています。この間、芦屋町議会は、浜口・高浜町営住宅跡地の売却について全員協議会を3回開催し、議員より質問や意見を出されています。昨年11月26日、臨時議会が開催され、売却が議決され、その日に宗像市内の会社木村組と土地売買契約を交わしています。今現在、急ピッチで宅地造成が行われているところです。

質問いたします。①浜口・高浜町営住宅跡地の売却価格の総額と坪単価は幾らでしょうか。

②浜口・高浜町営住宅跡地の坪数は幾らですか。

③浜口・高浜町営住宅跡地の不動産鑑定価格、路線価格、実勢価格の坪単価は幾らでしょうか。

スーパー誘致の件についてです。

①町長は自治区、地区単位の町民説明会を誠心誠意を込めてこれまでの経過と、そして買い物を芦屋町でぜひやってほしいというようなことを説明するために町民説明会をすべきだと考えますが、その予定はありますか。

②仮にASOスーパーが撤退する場合、年間の賃貸料の5分の2という条項があるけれども、厳しい条件にすべきではないか。

③さきの6月議会で、町は造成工事費を2,000万円を補正予算として上程しました。造成工事設計や地質データの資料を示すことなく行いました。私は、総務財政委員会でこのデータを、設計を示さないでどうして審議ができるか、おかしいではないかということを描きましたけれども、「未完成です。提出できません」ということでした。議会でも反対理由としてここで反対討論いたしましたが、私以外の議員の皆さんは賛成されました。残念です。

このような進め方は適正な、議会議員を愚弄しているんじゃないだろうかというような気がいたしております。適正な事務処理とは言えない。今後このように進め

ていかれるのかと、私はほんとに情けなく思いました。

1 回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

まず、件名 1 について答弁させていただきます。芦屋海岸に 3 万 5, 0 0 0 本の松の植栽計画についてということで、まず要旨 1 に関しまして答弁させていただきます。

里浜づくりの検討を行いましたワークショップメンバーは、平成 1 8 年当初 3 0 名以上が参加しておりました。議員指摘のように、最終回となった平成 2 0 年 3 月 1 5 日の第 6 回ワークショップは 1 4 名の参加という結果でございました。

ワークショップメンバーは、地域の住民の方々を初め芦屋海岸で活動されている方、ほとんどは芦屋町に住所がある方々でございました。最後のワークショップにつきましては、1 4 名の参加者のうち芦屋町の在住の方が 1 1 名、ほか 3 名についても芦屋町での活動実績もございまして、非常に芦屋海岸に深いかかわりを持っている方々でございました。

合意形成に関する件につきましては、地域住民の皆さんによるワークショップにおいて里浜づくり計画がまとめられ、このワークショップ案を尊重し、県から提案された技術検討委員会及び実行委員会組織による整備計画策定を進めていくことを町として意思決定しておるといふ当時というものでございます。芦屋町の見解としましては、この考えに変更はございません。

それから、次に要旨 2 でございます。「試験施工」の件でございます。

農業土木を専門にされている大学の先生が入っておられた技術検討委員会では、松くい虫で枯れた松をすぐ処分するなど適正な管理を行うことが条件ですが、芦屋海岸で松は育つという結論でございました。しかし、白岩海岸を例にされ、議員は、芦屋海岸には松は育たないと主張されており、考え方が異なっておられます。

芦屋海岸で「試験施工」というところ、計画している区域のすぐ西側には、海浜公園の芝生広場がございますけれども、この芝生広場を潮風などから守る松が植林されております。この松は 2 0 年以上もここで育っており、その役目を果たしている現状もございます。そこで、芦屋海岸に松が育つか、さらには飛砂を抑えることに効果があるか、客観的に検証することは必要であると考えます。そのためには福岡県による「試験施工」を行い、その経過を観察することは有効な手段と考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

それでは、2 番目の質問の防砂堤建設による飛砂増大化の検証についての質問ですけれども、要旨 1 の飛砂増大化の原因は、防砂堤を建設したことによるものであり、芦屋町として県に調査をするように文書で申し入れすべきではないかという質問と、要旨 2 の飛砂、漂砂の堆積、浸食の原因について町は県とともに芦屋海岸一帯、防砂堤周辺を調査したのかの質問に対しまして、関連がございましてあわせて答弁をさせていただきます。

6 月に県に確認したときには、砂の堆積状況の推移を見ているという段階である

との回答でありましたが、その後、芦屋町におきまして、町長を含めた中で県と協議を行いました。その中で、飛砂の問題は、まず砂の除去からという芦屋町の要望を伝えております。

8月末には、県と芦屋町で約1時間半かけまして防砂堤周辺や港湾内、奥の芝生広場側のサイクリングロード周辺など堆積した土砂の現地確認を行っております。その後、庁舎に戻りまして、芦屋町と県の意見交換をいたしました。その際に、町長から県に対しまして、まずは目の前にある砂の除去をすべきという考えを示されております。県の回答としましては、現在、海岸に積み上げられた砂、港湾内に堆積した砂、サイクリングロード周辺の砂につきまして、実施時期は確定できませんが、優先順位をつけて除去を実施していくとのことでありました。

また、岡垣町が三里松原海岸の浸食に関しましての調査を実施してはありますが、その調査のまとめを行っている状況でありまして、その報告が11月に行われる予定であり、その報告を待って、福岡県として岡垣町から芦屋町にかけての海岸の砂の減少と堆積について検討を行うと聞いております。

現在、設置してありますテトラポットの一部撤去についても、試験的にどの部分を抜いていくかなどの検討も必要であるという考えも示されております。現在、県としても砂の除去につきまして動き始めているという状況でございますので、今後県との連絡を密にいたしまして、飛砂及び漂砂の堆積、浸食の問題などの解決に当たってまいりたいと考えております。

このように、県本庁と具体的に芦屋町の要望について調整しておりますので、現段階で文書の申し入れは差し控えさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

飛砂、漂砂、砂の堆積、岡垣町を中心とした浸食、これは芦屋町から岡垣町にかけ、同じ海岸で発生しているものでございます。したがって、一体的に原因調査や対応を考えなければならないと考えています。そして、この海岸の管理者は福岡県でございますことから、これまで原因究明と対策をとるよう要請してきた経緯がございます。

福岡県に対する文書の申し入れにつきましては、平成22年度から福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会を通じて行っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

浜口・高浜町住跡地の売却金額の総額、坪単価、それから総坪数1番、2番についてお答え申し上げます。

売却価格の総額は9,590万円、坪単価は2万5,947円、約2万5,900円というところです。それから、総坪数については3,696坪、約3,700坪というところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

まず、不動産価格について答弁させていただきます。

不動産価格は、素地としまして、北部が9,010万円でございます。面積が5,633.63平米でしたので、坪単価が5万2,778円でございます。約。それから、南部が1億20円で評価額となっております。面積が6,584.64平米でございます。これに関する坪単価というのは5万217円でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 境 富雄君

お尋ねの路線価格についてお答えを申し上げます。

路線価格、宅地の固定資産税の評価額の算定基準となる路線価のことだと思いますので、税務課でお答えをいたします。

また、坪単価でのご質問でございますが、路線価台帳に基づく平方メートル単価でお答えをさせていただきたいと思えます。

浜口・高浜町営住宅跡地に接した5路線については、価格を設定していますが、その価格は1平方メートル当たり2万1,900円から2万2,800円でございます。

以上でございます。

これ路線価は一応平方メートル単価で価格設定おりますので、あえて平米単価でお答えをさせていただきたいというふうに思えます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

申し訳ございません。先ほどの答弁におきまして鑑定価格、南部の金額が間違っております。1億20円と申しておりましたけれども、1億20万円の間違いでございます。訂正させていただきたいと思えます。

続きまして、実勢価格についてご答弁させていただきます。実勢価格につきましては、国のシステムで公表されているものを答弁させていただきます。

国では、全国の土地の取引情報を蓄積し、国民へその情報を提供する土地総合情報システムがございます。これは全国の土地の取引価格について四半期ごとに国が発表しているものでございます。浜口町で最も新しい宅地の土地取引情報は、平成20年の第4・四半期の事例でございます。その土地の条件としましては、地目は宅地、それから用途地域は第一種住居地、建ぺい容積率は町営住宅跡地と同様の60と200%、土地面積は390平米でございましたので、約118坪でございます。取引価格は520万円でございます。坪単価にしますと約4万4,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

要旨4番目のスーパーA S O誘致の件で、町長は自治区単位、地区単位の町民説明会を開催すべきだという、その予定はあるかというご質問にお答えさせていただ

きます。

昨日も今井議員から同様の質問がございました。今回の質問は町長にということでございますので、私のほうから答弁させていただきます。

この中心市街地の問題というのは、非常に長い歴史があるわけございまして、初めから申しますと、昭和50年から始まっておるわけございまして。そして実際に動き出したのが平成5年に芦屋町中心商業集積基本計画というのから始まっております。そして、ここに中心商業の基本計画に関する答申というものができております。その間のことをいろいろご説明申し上げますと時間が限られておりますので省かさせていただきますが、とにかく町といたしましては、あの地域を中心市街地核としてやろうということの計画が、もう20年ぐらい前からやられておるわけございまして。そして、そのことにつきましては、歴代の町長さん、議員さん、職員の皆さんが骨を折られて、そしてあそこにもいろいろ民有地等を買収した金額が、私がちょっと計算しますと約5億円ぐらいかけて土地を購入し、何とかやろうということで、これはあくまでも行政主導ではなく、やはりこれは商工会の仕事であるということで、行政はあくまでもその土台づくりであるお手伝いをするという観点から始まっておるわけございまして、そういう中で商工会さんでいろいろな事業案を出されました。これもちょっと中身が長くなりますので省かさせていただきますが。そして平成13年に商工会から商業集積事業計画断念ということで、ここでたん終わったわけございまして。その後、商工会に駐車場として貸し付けておったというのが現状でございます。

その間にもいろいろ、いろんな要望が上がっておりました。いよいよ平成19年の2月に正門町のハロディスーパーが撤退いたしました。それを境に、急激にシャッターがおりてまいりまして、非常に閑散とする通りがないまちになったということで、商工会のほうで21年の2月、商工会会長・副会長、それから各部会長4人、それから議会から議長、副議長、委員長、行政からも出まして、要望書が出されました。その要望書につきましてはきのう今井議員の質問の中で課長がすべてお話されておりますので、ここでは省かさせていただきます。

そういう過去のいきさつがあるということをも踏まえてご説明を、今から答弁させていただきますわけございまして、町といたしましては、まちづくりの観点から、中心市街地の活性化、それから生活者の利便性、定住化政策等々あらゆるそういうような総合的な観点から、中心市街地の活性化を進めるということで、既に住民の方の説明は十分行っておるものと考えておるわけございまして。

そういった中で、23年3月議会で造成工事、設計に関する予算の議決をいただきました。さきの6月議会で造成工事予算、7月の臨時議会では建設工事予算の議決、承認をいただいております。

中身につきましては、まず議会、妹川議員は今年5月になりましたので、3年かかっておりますので、今日まで。そのいきさつをざっとちょっとご説明申し上げますと、21年の6月に全員協議会を開きました。それで、船頭町駐車場用地に核となる店舗を誘致するため、売却に係る事前告知を行うという説明をまずさせていただきました。それから22年の2月、4月、22年同じく8月、11月、それから23年の1月、それから23年の、本年の3月、総務財政常任委員会に船頭町駐車場活用事業の造成工事予算の説明とともに、契約等に関する詳細説明を行いました。

23年3月の議会で総務財政常任委員会だけの説明でございましたので、民生常任委員会にも配布した資料、同じような資料の提出要請があり、これにこたえ、同

様の資料を配布させていただいております。

これが議会関係でございますが、それでは、広報関係はどうかと申しますと、まず広報は議会の皆さんが出す議会だよりがあるわけでございますが、この議会だよりの中で平成20年の6月には貝掛議員から、人口対策ということで一般質問があり、その中でこのスーパーの問題をご説明申し上げたんです。それから、8月議会で小田議員より、町遊休地に関するということで一般質問で、この問題もご説明申し上げております。それから、21年の2月議会で、田島議員より、にぎわいのあるまちづくりに関するということで一般質問いただいて、この件でもるる説明を申し上げております。

それから、広報あしやでございますが、広報あしやも21年の4月、それからちょっと施政方針、それから広報あしやに同じく4月に船頭町駐車場開発の説明会を開催する記事の中で、「船頭町駐車場に商業施設を誘致するため、この土地の用途地域を見直す説明会を開催します」と、開発に関する記事を掲載しております。それから、21年の5月、それから22年の4月、23年の3月、23年の7月、23年の、本年の8月には、駐車場事業について具体的な説明を行わさせていただいております。

さらに、きのうからも話が出ておりますように、第5次総合振興計画策定の中でも、商工会との連携のもと、商工業の活性化に努めるとともに、船頭町駐車場を活用し住民の生活利便性の向上などを図りますというふうに記載されてありますが、この件につきましては、総合振興計画の委員の方にご審議いただいております。

このマスタープランにつきましては23年の1月28日から2月6日、4回にわたり住民説明会を実施し、その中で特に重要なことございましたので、この船頭町駐車場活性化事業の説明も実施して、住民の皆さんから意見徴取を行っております。前段の私のあいさつの中でもそういうことに触れて説明をいたしております。

いろいろな場面で説明をいたしております。このような経過を踏んで今日に至っておりますので、私とすれば丁寧に説明責任は果たしておるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

件名、スーパーASO誘致の件、要旨2、仮にASOスーパーが撤退する場合、年間の賃借料の5分の2という条項があるが、厳しい条件にすべきであると考えているというご質問に対して答弁させていただきます。

本公募につきましては、公募要綱で締結する予定の事業用定期建物賃借契約書案を示し、第15条第2項で、中途解約時には年間賃料の5分の2の金額を事業所が芦屋町へ支払うということでお示しております。

この中途解約の要件につきましては、公募で示しております。これを条件として事業者へ告知しております。したがって、事業が進み契約を締結する段階でこの契約時の違約金を見直すことは原則に反するものというふうに考えております。

続きまして、同じく要旨3につきましては、さきの6月議会で造成工事を補正予算1,000万円を補正予算で計上して、補正予算として上程したが、造成工事の設計地質調査データの資料を示すことなく行った。このような事務処理は適正な事務

処理とは言えない。どのように考えているかということにつきましてでございます。

通常の委員会におきましては、平面図及び配置図等で説明を行っております。また、詳細については工事の担当からあわせて説明を行っている状況でございます。今後は委員会などの要請に基づいて対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

ありがとうございます。同僚議員からこの私の通告は非常に多いから、絞ったがよいのではないかというような話もありましたが、確かに今のように説明があれば、私の質問、それから回答と、確かにこのようになってしまいました。まだまだたくさん執行部の皆さんにお聞きしたいことが順をとって行いたいと思いましたが、緊急でございますので、4番目のスーパーA S Oの誘致の件から始めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

今、町長のほうから、るる過去のことについてお話をいただきました。私もこの件についてはあしや広報を見ましたし、それから全員協議会、それから臨時議会等についても資料を、議長を通していただいております。また、たくさんの資料請求をいたしまして、かなりの資料をいただきました。しかし、総務財政委員会にしろ民生委員会にしろ、皆さん方、議員の皆さんは資料をいただけてない方がたくさんいらっしゃるんです。結局、執行部は、今課長さんから言われたように、今後は、そういう議案を提案する場合は、そういう資料を積極的にといてまいりましょうか、そういうのを出していただきたいと思います。でないと、議員の皆さん方は、執行部が提案したものについて十分に審議できようもないです。そういう意味では、今後はぜひお願いしたいと思います。

それで、8月1日号に「まちを活性化するために」ということで、事業の目的というふうにあります。目新しいものです。船頭町駐車場に核店舗簿を誘致することが、事業は芦屋町全体の買い物の利便性を向上させ、住みやすさや定住化の促進、中心市街地の活性化などを目的として実施するもので、非常にいいことです。今、るる説明されたように、町としてはそれなりに努力されて、議会もそれに賛同していかれたと思いますが、さて、2月に町長がA S Oスーパーと仮契約を結ばれました。それからですけど、例えば今町民の皆様は、または執行部の皆さんはこんなこと説明されてきましたか。1億5,400万円を投じてA S Oスーパーを誘致します。そしてそのA S Oが岡垣や宗像で撤退した会社であることを説明しましたか。現在の駐車場が建物と一体であるので——一体であるかないか、きのう今井議員が問題にされましたが、結果的に無償で貸し付けることになることを説明しましたか。夜間の駐車場は台数が制限されるということを説明されましたか。バス停は移動できないということを説明されましたか。道路の一方通行地帯は道幅を広くして改善される、されないということを説明されましたか。スーパーA S Oの建物を設計し、スーパーA S Oのための造成費用のための設計費用、そして地質調査費用総合計850万円は芦屋町が支払いますと説明されましたか。また、今造成しています造成費用1,000万円は芦屋町が支払いますということを説明されましたか。

そういうことを町民の皆様は次々とわかってきたんですよ。そうじゃありませんか。あの玄海リゾート構想だって、90%以上の方々が賛成していたんです。ところが、その事実が判明することによって反対運動が立ち上がったんです。そして、

反対したことによってリゾートは頓挫しました。そして皆さん方も、よかった、賛成した議員も、県会議員もやはりあれはやめてよかったというふうになったわけです。

どうでしょうか。今私は、説明されましたかということで、何かありますか。お答えください、町長。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

具体的に説明をしたかということです。8月の広報では、町で建て貸しをする方法でこの事業をやりますという話はお話しておると思います。ただ、この事業自体は、そもそも民間主体でやろうということで、土地の売却から始まっておるという。それから、それは募集をしたがだめだったと。それから土地を貸しましょうという話も不調に終わりました。その後建て貸しというような形になったと思っております。

それから、無償の件は、昨日私のほうで地方自治法237条に基づいた考え方をご説明して、無償ではないというご説明をしておりますので、その説明にかえさせていただきますと思います。

次に、夜間の駐車場利用、それからバス停の関係等々につきましては、住民説明会、それから住民の意向を聞いた中で、今現在、警察とも協議をしながら進めておりますので、近々具体化していこうと、そういう形になろうかと考えております。

それから、設計費、造成費に関する費用については、船頭町の今ある駐車場の利用形態というのが非常に段差がございましてまずい。そういう前提でございしますので、これはいずれにしてもやらないかん事業だというふうに考えておりますので、そういうところでご理解賜りたい、このように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

町を活性化するためにあしや広報の8月号に、「今年の1月下旬に町内4カ所で実施したまちづくり説明会を初め機会をとらえて説明を行ってきました」と、こうあるわけですけれども、今私が質問しましたさまさまの、もろもろのそういう説明をなぜその当時されなかったのか。まだまだそのときは決まらなかったと思うんです。だったら、今町長が言われたように、誠意を込めて、そして経緯を説明され、そして7割の人々が町外に出ておられるんですから、いわゆる町民が消費者です。その方々に誠意を込めて訴えたらどうですか。でないと、このような反対の意向が強い人たちがたくさんいらっしゃるし、署名も出ていますし、堂々と町民会館なり地区で、区で、やったらいいじゃないですか。どうですか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

反対の方がいらっしゃるということもお聞きして、今度請願も出ておりますよね。この請願、ちょっと資料で、これは委員会で審議されますので私がこのことにここで触れるのはいかがかなとは思いますが、これ税金を使って誘致するスーパー建設に反対しますと。この計画に巨額の血税をつぎ込むべきではありません。町有地

の無料提供すべきではありません。地元の商店やスーパーをつぶしかねません。これで署名してくださいとって、余り関心のない人とか、ああ、反対、名前書こうかと。非常にこれ私のほうにもいろんな方がお尋ねに見えました。ただやはり、千何名ですか。1,200名か、集めましたよということなんですが、しかし、私がるるご説明申し上げましたように、これはもう思いつきでしたわけではない。まちづくりの一環の中でやっておるわけでございます。要望もございました。住民の要望、さらに今までできなかったというのは、やっぱり商工会の内部の中でコンセンサスがとられていなかった。そのコンセンサスがとられてない中で今回商工会がいよいよ役員総出で、何とかしてくれというふうなお願いもあったわけでございます。

そういう中でございますので、先ほど私が申し上げましたように、説明は十分しておると思えますし、今、妹川議員がさっきずっと言われたことにつきましては、まだ今からいろんな問題が出てこうかと思えます。まだ決定していないところもございます。警察協議も今やっておるところもあるわけでございます。今後そういうことも住民の皆さんに、わかり次第お知らせするつもりでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

町民は、1億5,400万円の建物費、それから造成のための設計や地質調査、それが850万円、そして1,000万円の造成費また新たに補正予算が今議会で上がっています。約1億8,000万円以上になりましょうか。そういうお金を使ってまでも、そりゃ投資したんだから、15年間で1億5,000万円は回収されるという前提でしょうが、もし撤退した場合は5分の2、年間の賃貸料の5分の2、約400万円で撤退することができる。それ以上の厳しい条件をASOスーパーにということとはなかなか、公募したわけですから、できないだろうなと思うけれど、我々町民としては、1億5,400万円から例えば2年間で撤退した場合にはその差額、1億4千何ぼですか、そういうお金を返せというぐらいの厳しい条項をつくっていいかと思うんです。

このASOスーパーに至れり尽くせりの誘致に疑問を持って反対する人もいるでしょうし、疑問に思う人もたくさんいるでしょう。1,200人だけじゃありませんよ。そして、住民の税金、お金を使いながら事前調査もしない。きのうの発言ですが、事後調査もしない。町民説明会もしない。そういうことで本当にまちづくり、町民と共同社会、参画社会、いろいろな言葉を使われますけど、美辞麗句を、そういう言葉とやっぱり矛盾しているような気がしてなりません。

一応これで終わりますが、あとはまた町長にお尋ねいたします。

先ほど課長のほうから、町長が小川知事と、それから土木事務所の所長とお会いになったと思いますが、先ほどの砂を除去するところは背後地の砂とか港湾緑地の、港湾の背後地とか言われましたけど、やはり飛砂、砂が飛んでくるところは海岸線ですから、その海岸線についての砂を取るということについては、発言・要望されたというふうに聞いておりますけど、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今さっき課長が答弁いたしましたように、問題はいろいろあるわけでございます

が、今喫緊、何をしなくてはいけない。飛砂対策なわけです。これがもう何年も里浜づくりが始まってそのまま放置されているということで、まずとにかく砂を減るのではなく芦屋もたまるばかりだから、それをまずのけることが先決でしょうということで、知事に防災訓練のときにお話を申し上げて、それからすぐ県が動いていただきまして、この前の現地視察ということで県のほうから技監がお見えになりました。それから、北九州土木事務所の所長、副所長、課長も来ました。その中で強くお話しております。

とにかくあのたまる一方の砂を、とにかくまずのけて、サイクリングロードのあそこももう埋まったままでございます。それもとにかくのけていただいて、もとのサイクリングロードにさせていただきたいという要望をいたしました。その方向で今進んでおると思っております。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

そういう中であって、松を植える「試験施工」と矛盾するような気がいたしますが、仮に400本の「試験施工」をやるにしても、育つまでに10年かかるんですよ。あの一部分ですよ。だったら、その背後地の望海団地とか幸町とかあの辺は全く無法状態です。そういう意味では、やっぱり砂を取っていただくということを強く県のほうに要望させていただきたいと思うし、私は1つ問題に思うのは、平成20年の12月25日に、芦企画第123号の20年12月25日に、芦屋海岸における飛砂対策について要望ということで、波多野町長は、当時の麻生渡氏に要望書を出されてある。この中には、ワークショップによって6回開催され、景観を考慮してというような形の中で、この合意形成案を一刻も早く実現し、芦屋海岸の飛砂問題を解決されることを要望しますと。前段のこのところは、もう私の気持ちと全く同じなんです。やっぱり芦屋海岸が芦屋港建設以後、砂の堆積が進み、現在は砂浜の幅が200メートル以上になっていると。そして、海水浴場として不人気な海岸となっている。そういう思いが全く私と同じでございます。町民の皆さんも。だからこそ、飛砂対策でしょうけれど、ワークショップで6回開いた、実行検討委員会を開いた、実行委員会をやっているとかいっても、やはり町民が何も知らされていないんですよ。また次回に質問しますが、この港創生事業というのがありましたね。21年の6月に、そういう町民にも明らかにされていない。議員の皆さんにも明らかにされていない。それを国と町と県が国の申請しているわけでしょう。それについて、鶴原副町長さんは、これはまだ審議がまだ案の段階であるからというふうにおっしゃいました。でも、あの案が通っていたらどうなっていたんでしょう。これは次回にまた質問いたします。

それで、もう一つ、ここでまた次回に、12月議会になるかもわかりませんが、浜口・高浜町営住宅跡地の解決についてです。9,590万円でこの3,700坪を売却したと。2万5,900円、坪。そして、今言われました不動産鑑定価格、路線価格、実勢価格、不動産鑑定は5万幾ら、路線価格が7万前後、平米って言われましたから、坪で換算しましたら、簡単に言えばそうなるかな。実際価格。

私が調査しました実勢価格によりましてこのようになっています。あと4分です。これは平成22年の3月1日に流通価格表第30巻にあります。これは財団法人福岡県宅建業界、いわゆる宅地建物取引業界の北九州支部、監修流通促進委員会地価調査委員会、これが実勢価格。一番これが売買価格にふさわしい価格だそ

うです。この金額が、浜口町の8の19が8万5,000円、坪です。高浜町23の54は9万5,000円、高浜町の13の17は10万5,000円、こういうふうに載っております。調査をいたしました。

今、そこの45画、3,700坪を1戸当たり60坪、平均。そして45戸、それを計算しますと2,700坪です。それで、仮にこれ10万円で売らなくてもいいです。まあ10万円といたしましょう。10万円で2億7,000万円です。2億7,000万円で売っています。そして、今販売業者は500万円で売ろうとしております。それで、いまもう売れ残りがもう少ししかないそうです。坪単価で8万3,000円。それで2億1,000万円近くなるようです。これでもし町が財団法人芦屋町開発公社を使ったとしたならば45戸500万で、坪8万3,000円で2億2,500万円で売却しています。そして、町は9,590万円で売却した。1億2,910万円の差額が出ますが、当然、町は開発しなければなりません。そのために公的施設として公園や側溝や道路やそういうものをつくりますから、これが5,920万円と、こういうふうに木村建設のために、購入会社に5,290万円を減額しておりますから、これを町が開発したとしたなら。そうしますと7,620万円の損失が出ていたのではなかろうか。ただし、このためには公社が設立されれば、業務委託すればそれなりの賃金やそしてまた経費が必要だと思いますから、そういうのを差し引いたとしても、約5,000万円以上の損失が出ていたのではないかと思います。

最後になりますが、私は、何回か議会に、また委員会に出て、さまざまな資料を議長を通していただきましたけれど、ぜひ議員さんの判断をゆがめないためにも、委員会や、そして全員委員会の中でも資料を提供していただきたいということをつくづく感じています。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で妹川議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時46分散会
